

船橋市有価物回収助成金交付要領

(目的)

第1条 この要領は、船橋市有価物回収登録業者基準に基づき登録された有価物回収業者に対し、市が算定する助成金を交付することにより、その経営基盤の安定をはかり、もって一般廃棄物の減量運動を促進することを目的とする。

(助成金交付対象品目)

第2条 助成金対象品目は、新聞紙、雑誌、段ボール、古着、紙パック、雑がみとする。

(助成金の額及び助成金の交付の期間)

第3条 助成金は、1か月を単位として交付するものとし、助成金の額は、市が指定した有価物集積所の回収を実施したとき、1日につきあらかじめ回収に必要な人件費、運搬車両関係費等により定める額（以下「基本額」という。）に回収日数を乗じて得た額から当該月分の卸売商買入金額を差し引いた額とする。ただし、予算の範囲内で定めた額を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、基本額に回収日数を乗じて得た額を卸売商買入金額が上回った月がある場合の翌月以降の助成金の額は、同項の規定により算出した額から当該上回った額（以下「余剰金」という。）に達するまで減じた額とする。

3 前項の余剰金については、船橋市有価物回収協同組合（以下「組合」という。）により当該年度末まで保持するものとし、年度末における余剰金については、全額市に納付するものとする。

4 卸売商買入金額は、対象品目の市場価格を考慮して別に定める基準により算定した金額とすることができる。

5 基本額及び限度額は、回収必要経費、卸売商買入金額等に変動が生じ、変更の必要が認められるときはあらたに定めるものとする。

(助成金の交付方法)

第4条 助成金の交付は、組合を通じて支払うこととする。

(交付申請)

第5条 組合は、毎月7日までに前月分を船橋市有価物回収助成金交付申請書（第1号様式）により、台貫を証明する書類を添えて申請しなければならない。

(助成金交付の可否の決定等)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受理したときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市有価物回収助成金交付決定通知書（第2号様式）により組合に通知する。

(交付請求)

第7条 組合は、前条の規定により交付決定を受けたときは、速やかに船橋市有価物回収助成金交付請求書(第3号様式)により、請求しなければならない。

(助成金の交付)

第8条 市長は、前条の規定に基づき請求を受理したときは助成金を交付する。

(交付決定の取り消し等)

第9条 偽りその他不正手段により交付決定を受け、又は交付を受けたときは、市長は交付の決定を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

(補足)

第10条 この要領に定めるものの他必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成2年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成19年10月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

(施行期日)

この要領は、令和5年9月1日から施行する。